

## 中部支部評議員候補者，代議員候補者の選出方法\*

(ブロック)

1. 選出に当たって，会員数\*\*に基づいて，次のようにブロックを設ける.

Aブロック：長野県，富山県，石川県

Bブロック：静岡県，岐阜県，三重県，福井県

Cブロック：名古屋大学を除く愛知県

Dブロック：名古屋大学

2. 各ブロックに，次の幹事大学をおく.

Aブロック：信州大学，富山大学，金沢大学

Bブロック：静岡大学，岐阜大学，三重大学，福井大学

Cブロック：名古屋工業大学，愛知教育大学，名城大学

Dブロック：名古屋大学

(評議員候補者の選出)

3. 西暦 $n$ 年度の評議員候補者は，次のブロックから1名ずつ合計3名を選出する.

1)  $n \equiv 0 \pmod{3}$  のとき，B, C, D

1)  $n \equiv 1 \pmod{3}$  のとき，A, C, D

1)  $n \equiv 2 \pmod{3}$  のとき，A, C, D

4. 各ブロックでは，幹事大学の責任において，妥当な方法により，そのブロックの会員の中から当該年度の評議員候補者を選出する. 選出方法は各ブロックに一任する. ただし，Aブロック，Bブロックにおいては，県別のローテーション（順序は1. に記載した順序とする）を守るものとする.

5. 評議員の再任は妨げないが，代議員候補者の選出に優先する.

6. Dブロックから選出された評議員は中部支部連絡責任評議員となる.

(代議員候補者の選出)

7. 代議員候補者は，A, B, Cの各ブロックから2名ずつ，Dブロックから1名の合計7名を選出する. ただし，Aブロック，Bブロックにおいては当該年度の評議員候補者を出さない県，Cブロックにおいては当該年度の評議員候補者を出さない大学等から選出する.

8. 選出方法は各ブロックに一任するが，なるべく同じ分野に偏らないように注意する.

(評議員の役割)

9. 評議員は、上記の方法で次期評議員候補者と次期代議員候補者を選出し、中部支部会、あるいはその他の適切な方法で中部支部員に報告する。

10. 評議員は、9. の手続きの後、日本数学会細則第11条の2に従い、次期評議員候補者を11月上旬の定められた日までに選挙管理委員会に通知する。

11. 評議員は9. の手続きの後、日本数学会細則第14条の2に従い、次期代議員候補者を1月の定められた日までに選挙管理委員会に通知する。

(附則)

12. 中部支部、ブロックの会員数が大きく変動した場合は、ブロック分けおよび上記の選出方法を見直す。

---

\* 2000年1月8日の中部支部会において決定

\*\* 各ブロックの会員数は、1999年度の名簿によると、

A: 176名, B: 183名, C: 179名, D: 86名

である。